

中央教育審議会生涯学習分科会について

1. 中央教育審議会について

○設置の経緯

中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。

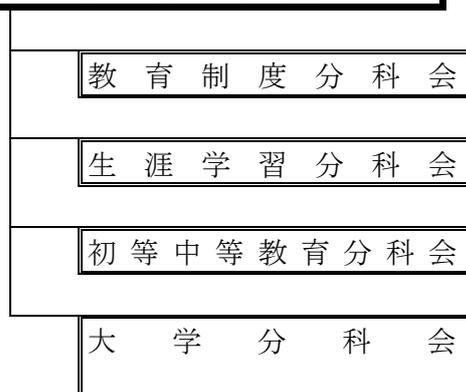
平成27年10月1日より、文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置され、スポーツに関する事務は同庁に設置されるスポーツ審議会に移管。

○審議会の主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
- (3) 法令の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

中央教育審議会

【会長】荒瀬克己 【副会長】永田恭介、橋本雅博

注) は分科会 令和5年4月時点

2. 生涯学習分科会の主な所掌事務

- (1) 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 視聴覚教育に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。
- (5) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び社会教育法の規定に基づく事項を処理すること。

3. 生涯学習分科会（第12期）の構成

- (1) 委員22名(委員5名、臨時委員17名)
- (2) 任期

委 員：令和5年3月10日から令和7年3月9日まで

臨時委員：令和5年4月18日から令和7年3月9日まで